



2023年3月23日

各位

会社名           ロードスターキャピタル株式会社  
代表者名        代表取締役社長 岩野 達志  
                  (コード番号：3482 東証プライム市場)  
問合わせ先     取締役最高財務責任者 川畑 拓也  
                  (TEL. 03-6630-6690)

## 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための自己株式処分に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式として自己株式処分(以下、「本自己株式処分」)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 処分の概要

(1) 割当日	2023年4月14日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 30,000株
(3) 処分価額	1株につき 1,338円
(4) 処分総額	40,140,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役 4名(※) 30,000株 ※ 社外取締役を除きます
(6) その他	本自己株式処分は、取締役の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。その公正な評価額は、本日開催の取締役会決議の日の前営業日(2023年3月22日)における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(1,338円)に上記の処分する株式数を乗じた金額(40,140,000円)となります。これは、合理的で、かつ、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

## 2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年2月22日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」)を導入することを決議し、また、2022年3月30日開催の第10回定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与することにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要については、以下のとおりです。

### <本制度の概要>

本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法にて行います。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年60千株以内とし、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額100百万円未満とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、当社の取締役会が予め定める地位に該当しなくなる日までの間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償取得すること。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の対象取締役4名に対し、本制度の目的、当社の業績、各割当予定先の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計40,140,000円の現物出資と引換えに当社の普通株式30,000株(以下、「本割当株式」)を処分することを決議いたしました。

### <本割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に本割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

#### (1) 譲渡制限期間

2023年4月14日から以下に掲げる会社の役員(取締役、執行役及び監査役をいいます。なお会社法その他の法令の改正により新たな地位が生じた場合は、これらに準じた地位も含みます。)又は従業員(以下、総称して、「役員等」)のいずれにも該当しなくなる日までの間

- ① 当社
- ② 当社の親会社
- ③ 当社の子会社
- ④ ②の当社以外の子会社

対象取締役は、上記に定める譲渡制限期間(以下「本譲渡制限期間」)において、本割当株式につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません(以下「本譲渡制限」)。

#### (2) 本譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役が、2023年4月14日から5年間(以下「役務提供期間」)、継続して役員等の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって本譲渡制限を解除します。ただし、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に役員等に該当しなくなった場合には、本譲渡制限を解除する本割当株式の数及び本譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する場合があります。

#### (3) 当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき本譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

#### (4) 株式の管理

対象取締役に付与された本割当株式について本譲渡制限の履行を担保するため、本譲渡制限期間中は、当社が予め指定する金融商品取引業者であるみずほ証券株式会社にて本割当株式を管理するものとします。

#### (5) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合におい

ては、当社の取締役会) で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本譲渡制限を解除する場合があります。

以上